

長岡市地域政策部ソーシャルメディア運用ポリシー

長岡市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、長岡市地域政策部が運用するソーシャルメディアの運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を次のとおり定めます。

ご利用にあたっては、下記の内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

1 運用するソーシャルメディアの種類

- (1) フェイスブック
- (2) インスタグラム

2 アカウント名、URL及びアカウント管理者名

(1) フェイスブック

①アカウント名：越後長岡 地域の宝

②URL：

<https://www.facebook.com/%E8%B6%8A%E5%BE%8C%E9%95%B7%E5%B2%A1-%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%81%AE%E5%AE%9D-1753008818320219>

③アカウント管理責任者名：長岡市地域政策部地域コミュニティ担当課長

(2) インスタグラム

①アカウント名：chiikinotakara

②URL：<https://www.instagram.com/chiikinotakara/>

③アカウント管理責任者名：長岡市地域政策部地域コミュニティ担当課長

3 情報発信の目的

フェイスブック及びインスタグラムを利用して市政に関連する情報をタイムリーに発信することで、効率的かつ効果的な情報の拡散・波及を図るため

4 掲載内容

- (1) 地域に関連するイベントや新規事業のお知らせ等の長岡市に関わる様々な情報
- (2) その他、地域政策部が必要と認めた情報

5 運用時間

原則として平日の8時30分から17時15分までとします。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも発信することがあります。

6 コメント等への対応

利用者からのコメント等に対しての個別対応は、原則行いませんので、あらかじめご了承ください。ご質問等がある場合は、直接担当部署にお問い合わせください。

7 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、地域政策部が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、

投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 長岡市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (3) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む）
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 長岡市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他地域政策部が不相当と判断した行為

8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、長岡市又は長岡市以外の原権利者に帰属します。

9 免責事項

- (1) 長岡市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 長岡市は、利用者が掲載情報を利用し、又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 長岡市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 長岡市は、利用者間、又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 地域政策部は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。

10 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて長岡市が提供を受けた個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適切に取り扱います。

11 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、地域政策部が別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。

【お問い合わせ】

長岡市地域政策部地域プロジェクト班

電話：0258-39-2515 F A X：0258-39-2254

メールアドレス：gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp